

2016年4月

各労組・団体御中

未来の飛んでるママを支える会
事務局長 茂木 由美子
日本航空キャビンクルーユニオン
執行委員長 古川 麻子
(公印省略)

JAL 客室乗務員 (CA) マタニティハラスメント裁判 東京地裁宛署名のお願い

貴労組・団体におかれましては、日ごろの奮闘に敬意を表します。また、JAL CAマタニティハラスメント裁判に、多大なご支援を頂きありがとうございます。

昨年6月に、日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)の組合員が、妊娠による一方的な休職発令(無給)は違法であるとし、日本航空に対し休職発令の無効と休職期間中の賃金補償および慰謝料を求め東京地裁に提訴し10か月が過ぎました。

これまでの裁判で会社は、「客室乗務員の労働契約は乗務と一部の地上勤務のみであり、産前地上勤務は労働契約に入っていない。労働契約の範囲以外に軽易な業務のポストを求める原告の主張は合理性がない。」「産前地上勤務は他社にはない JAL 特有の恩恵的な制度。ポストがないのであれば、もともと客室乗務員は妊娠すれば休職するのが当然なのだから違法性はない。」と主張し労働契約論に逃げ、均等法違反であることを否定しています。しかし、その主張そのものが均等法の理念・趣旨に反するものであり、マタニティハラスメントです。

私たちは、この JAL の姿勢を改めさせ、女性が安心して子供を産み育てられる環境にするため、東京地裁で勝利したいと考えています。

つきましては、東京地裁、団体署名、個人署名へのご協力をお願い致します。第1次締切りを設定しましたので、下記までのご返送をお願いします。(送付の切手代はカンパにてお願いいたします。)

記

1. 東京地裁宛団体署名
同封いたしました封筒にて返送をお願いします。
2. 東京地裁宛個人署名
集まり次第、送付を願います。

*第一次締切・・・7月 31 日

*署名送付先

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル1階
日本航空キャビンクルーユニオン

未来の飛んでるママを支える会 (JALCA マタハラ裁判事務局)宛

TEL: 03-5756-0888

FAX: 03-5756-0886

mail: 2015flyingmama@gmail.com

以上